

## 住民票の写し等の証明書交付請求に関する事務取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律81号）に基づく住民票の写し等、戸籍法（昭和22年法律第224号）に基づく戸籍謄本等、豊中市印鑑条例（昭和50年豊中市条例第23号）に基づく印鑑登録証明書、市民課及び両出張所の業務に関する証明書（以下「諸証明」という。）並びに市府民税課税証明書の交付請求に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 請求者 現に証明書の交付請求の任に当たっている者をいう。
- (2) 請求書 住民票の写し等、戸籍謄本等、印鑑登録証明書、諸証明又は市府民税課税証明書の交付請求書をいう。

### (住民票の写し等請求時の確認書類の種類)

第3条 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（昭和63年自治省令第28号。以下「住民票省令」という。）第5条第1号の規定により市長が相当と認める書類は、戸籍及び住民基本台帳等の事務における本人確認の事務処理手順を定める要綱（以下「本人確認要綱」という。）別表Aの部に掲げるいずれかの書類（有効期間の定めがあるものは、有効期間内のものに限る。）とする。

- 2 住民票省令第5条第2号の規定により市長が相当と認める書類は、本人確認要綱別表Bの部に掲げるいずれかの書類（有効期間の定めがあるものは、有効期間内のものに限る。）とする。

### (住民票の写し等請求時に確認書類を所持していない場合の確認方法)

第4条 住民票省令第5条第2号の規定により市長が相当と認める方法は、本人確認要綱第2条第5項の規定による聞き取り票を提出させる方法とする。

### (住民票の写し等請求の口頭委任の確認方法)

第5条 住民票省令第6条第3号の規定により市長が相当と認める方法は、本人確認要綱第4条第9項に規定する受任したことを確約する文書を提出させる方法とする。

### (戸籍の附票の写しの交付請求の取扱い)

第6条 第3条及び第4条の規定は、戸籍の附票の写しの交付請求に関する事務の取扱いについて準用する。この場合において、これらの規定中「住民票省令第5条」とあるのは「戸籍の附票の写しの交付に関する省令（昭和60年法務省・自治省令第1号。以下「附票省令」という。）第2条」と、「住民票省令第6条」とあるのは「附票省令第3条」と、「住民票の写し等」とあるのは「戸籍の附票の写し」と読み替えるものとする。

### (戸籍謄本等請求時の確認書類の種類)

第7条 戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号。以下「戸籍法規則」という。）第11条の2第2号イの規定により市長が適当と認める書類は、次に掲げるいずれかの書類とする。

- (1) 検定合格証
- (2) 精神障害者保健福祉手帳
- (3) 一時庇護許可書
- (4) 仮滞在許可書
- (5) 生活保護受給に係る証明書
- (6) 基礎年金番号通知書
- (7) 一部負担金相当額等一部助成医療証等官公署が発行した医療費助成又は手当等にかかる受給者証

（戸籍謄本等請求時に確認書類を所持していない場合の確認方法）

第8条 戸籍法規則第11条の2第3号の規定により市長が適当と認める方法は、本人確認要綱第2条第6項の規定による聞き取り票を提出させる方法とする。

（戸籍謄本等の交付請求の取扱い）

第9条 戸籍謄本等の交付請求に関する事務の取扱いは、前条及びに定めるもののほか、戸籍法及び戸籍法施行規則の一部改正に伴う戸籍事務の取扱いについて（平成20年4月7日法務省民一第1000号法務省民事局長から法務局長及び地方法務局長あて通達）による。

（請求者の押印の取扱い）

第10条 請求書の氏名が請求者の自署であるときは、押印を不要とする。

2 請求書の氏名が記名であるときは、押印を必要とする。

附 則

この要綱は、平成21年12月24日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年5月7日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年2月2日から実施する。